

許可基準（第Ⅰ部 手引き編）新旧対照表（R7.5月改正）

項目	(概要)	旧（R 7.4制定(前回)）	新（今回）	備考																																																									
4 (P10)	宅地造成等に関する工 事の許可・届出の申請 等 【4－1 事前協議】	事前協議は、宅地造成等に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、県および市町がそれぞれ所管する関係法令等により事前に協議し、許可の要否や許可の見通しがあるのか確認する手続きになります。 事前協議願に必要書類を添えて、許可権者に提出してください。 事前協議の結果を受けた申請者は、当該要件を整理反映して必要な手続きを終える必要があります。	事前協議は、宅地造成等に関する工事の許可を申請する前に、その計画について、規制の対象となる規模や工程等（中間検査の対象など）を確認する手続きになります。 事前協議願に必要書類を添えて、許可権者に提出してください。 事前協議の結果（許可権者の確認）を受けた工事主は、工事の内容について周辺住民への周知やその他関係法令等に基づく手続きを行う必要があります。 なお、県市町の指導要綱等に基づく届出審査において、許可権者（盛土規制法所管部局）との要件協議（確認）を行った場合、当該手続き（事前協議）は省略できるものとします。																																																										
7 (P23)	申請手続の流れ 【表7－1】	<table><tr><th></th><th>申請者</th><th>許可権者</th><th>関係課、市、町</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="10">事前協議</td><td>(事業計画作成)</td><td>事前協議書提出</td><td>事前協議書受付</td><td rowspan="10">・事前協議は、すべての許可工事を対象とする。</td></tr><tr><td></td><td>審査</td><td></td></tr><tr><td></td><td>関係各課・市町意見照会</td><td>意見照会受付 (審査)</td></tr><tr><td></td><td>意見とりまとめ</td><td>意見回答</td></tr><tr><td>意見書(要件)受領</td><td>意見書(要件)通知</td><td></td></tr><tr><td>要件(処理)協議</td><td>要件協議対応</td><td>(協議対応)</td></tr><tr><td>要件協議確認書提出</td><td>要件協議確認書受付</td><td>(確認書受付)</td></tr><tr><td>副本の受領</td><td>協議了の確認(副本の返送)</td><td>(協議了確認)</td></tr></table>		申請者	許可権者	関係課、市、町	備考	事前協議	(事業計画作成)	事前協議書提出	事前協議書受付	・事前協議は、すべての許可工事を対象とする。		審査			関係各課・市町意見照会	意見照会受付 (審査)		意見とりまとめ	意見回答	意見書(要件)受領	意見書(要件)通知		要件(処理)協議	要件協議対応	(協議対応)	要件協議確認書提出	要件協議確認書受付	(確認書受付)	副本の受領	協議了の確認(副本の返送)	(協議了確認)	<table><tr><th></th><th>申請者</th><th>許可権者</th><th>関係課、市、町</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="10">事前協議</td><td>(事業計画作成)</td><td>事前協議書提出</td><td>事前協議書受付</td><td rowspan="10">・事前協議は、すべての許可工事を対象とする。 ・県市町の指導要綱等に基づく届出審査において、許可権者(盛土規制法所管部局)との要件協議(確認)を行った場合、当該手続き(事前協議)は省略できるものとする。 ※要件がない場合も許可権者よりその旨通知します。 ・その他関係法令等を守り、関係課に確認のうえ必要を手続きを適切に行うこと。</td></tr><tr><td></td><td>審査</td><td></td></tr><tr><td></td><td>意見書(要件※)受領</td><td>意見書(要件※)通知</td><td>通知受領 (計画資料の受領)</td></tr><tr><td>※要件がある場合</td><td>要件(処理)協議</td><td>(市町あて計画資料の送付)</td></tr><tr><td>要件協議確認書提出</td><td>要件協議確認書受付</td><td></td></tr><tr><td>副本の受領</td><td>協議了の確認(副本の返送)</td><td></td></tr></table>		申請者	許可権者	関係課、市、町	備考	事前協議	(事業計画作成)	事前協議書提出	事前協議書受付	・事前協議は、すべての許可工事を対象とする。 ・県市町の指導要綱等に基づく届出審査において、許可権者(盛土規制法所管部局)との要件協議(確認)を行った場合、当該手続き(事前協議)は省略できるものとする。 ※要件がない場合も許可権者よりその旨通知します。 ・その他関係法令等を守り、関係課に確認のうえ必要を手続きを適切に行うこと。		審査			意見書(要件※)受領	意見書(要件※)通知	通知受領 (計画資料の受領)	※要件がある場合	要件(処理)協議	(市町あて計画資料の送付)	要件協議確認書提出	要件協議確認書受付		副本の受領	協議了の確認(副本の返送)		・関係課(市町含む)あて意見照会にかえて、当課から市または町あて通知と併せて計画資料の送付を行う。 ・要件がない場合も、当課から申請者(工事主)あて協議を了とした確認通知を行う。
	申請者	許可権者	関係課、市、町	備考																																																									
事前協議	(事業計画作成)	事前協議書提出	事前協議書受付	・事前協議は、すべての許可工事を対象とする。																																																									
		審査																																																											
		関係各課・市町意見照会	意見照会受付 (審査)																																																										
		意見とりまとめ	意見回答																																																										
	意見書(要件)受領	意見書(要件)通知																																																											
	要件(処理)協議	要件協議対応	(協議対応)																																																										
	要件協議確認書提出	要件協議確認書受付	(確認書受付)																																																										
	副本の受領	協議了の確認(副本の返送)	(協議了確認)																																																										
		申請者	許可権者		関係課、市、町	備考																																																							
	事前協議	(事業計画作成)	事前協議書提出		事前協議書受付	・事前協議は、すべての許可工事を対象とする。 ・県市町の指導要綱等に基づく届出審査において、許可権者(盛土規制法所管部局)との要件協議(確認)を行った場合、当該手続き(事前協議)は省略できるものとする。 ※要件がない場合も許可権者よりその旨通知します。 ・その他関係法令等を守り、関係課に確認のうえ必要を手続きを適切に行うこと。																																																							
		審査																																																											
		意見書(要件※)受領	意見書(要件※)通知	通知受領 (計画資料の受領)																																																									
※要件がある場合		要件(処理)協議	(市町あて計画資料の送付)																																																										
要件協議確認書提出		要件協議確認書受付																																																											
副本の受領		協議了の確認(副本の返送)																																																											